みんなでつなぐ 憲法バトン

#私たちの推し条文

第6回

第14条

（法の下の平等）

①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

自分が好きな憲法の条文を選んで『#私たちの推し条文』について、自分の言葉で伝えていきます。いろんな角度で日本国憲法の深掘りをしましょう。

選べないのが世の常。差別はダメ

「法の下の平等」、14条は誰もが平等であることが書かれています。

現代に生きる私には当たり前のことでしたが、女性部の活動を通じて、昔は家父長制で女性の権利が制限されてきたこと、貧富の差があり、職業、生まれでも差別があったことを知るにつけ、この条文に書かれた意味、重さを感じました。

人は誰も生まれてくる場所も、親も、環境も、時代も、選べないのですから。選べないのが世の常だからこそ、生まれで差別は絶対ダメです。

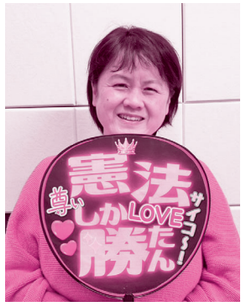

倉畑和世さん（富田林市職労）

ジェンダー平等の道のりは長く

戦前の「大日本帝国憲法」の民法では、女性は子どもと同じ扱いだったそうです。女性ひとりでは銀行口座を作れず、家を買うための契約もできず、夫は妻の契約を勝手に解除できたそうです。現在の憲法が公布されても、婚姻年齢は２０２２年４月の民法改正まで別々でした。「性別」で差別されないのは、当然ＬＧＢＴＱ＋の方も含まれますが、その認識が定着したのはつい最近の出来事であることを考えると、ジェンダー平等の道のりは長く感じます。

外国人でも人権はある!!

好きな憲法の本に、外国人の人権についての記述があります。第二次世界大戦後に、世界中で二度と悲惨な戦争をしないと約束して作ったのが国連。他国のことと干渉しなかった結果、ナチスの大量虐殺が行われたことを踏まえ、人権については他国のことであっても口出ししていこうと決めました。日本国憲法もそれに歩幅を合わせているので、日本国籍をもっている日本国民だけしかない権利（参政権、社会権、日本に入る自由）以外は外国人でも権利が認められています。人である以上「人権」はあるのです。改めて、この憲法はすごいと思いました。

Culture Navi かるちゃーなび

このシネマがえいが



「ゴジラ－0.0（マイナスゼロ）」

戦争と核を背景にした大人のゴジラ

ビキニ環礁での水爆実験で第五福竜丸が被爆した１９５４年。その年に作られた「ゴジラ」の背景には、戦争と核の恐怖がありました。その後、お正月やお盆に上映される怪獣映画は、家族で楽しめる映画として製作され、いつしか戦争の影や放射能に対する恐怖など感じられなくなります。子供の頃はただの怪獣映画として、夏休みなどに放送される「モスラ」や「ラドン」を楽しんでいました。

３年前の「ゴジラ－1.0（マイナスワン）」や今年の「ゴジラ－0.0（マイナスゼロ）」では、戦争を生き延びた後の苦しい生活や、生き残った後ろめたさを抱えている登場人物が数多く描かれています。いわば大人のゴジラ映画です。

前回の「－1.0」のクライマックスで、「思えばこの国は命を粗末にしすぎてきました。餓死・病死が戦死の大半を占め、特攻だ玉砕だ。だからこそ今度の戦いはひとりの犠牲者も出さない、未来を生きるための戦いである」とのセリフがありました。今回の「－0.0」では、ヒロシマで家族を失い、心の奥にアメリカへの復讐を計画する人物がいて、それに対して、もう私たちの世代で終わりにしませんかと、憎しみの応酬を止めようとする場面を描いています。

以前、山崎貴監督は、アカデミー賞作品の「オッペンハイマー」に対する回答の映画を作りたいと発言されていたと記憶しています。大人のゴジラ映画を一度見てみませんか？

作りませんか 給食の人気メニュー

中華風かきたま汁

岸和田市職労 学校支部 給食分会

協力：現業評議会・給食部会



材料（４人分）

【A】焼豚（短冊）40ｇ、にんじん（短冊）20ｇ、玉ねぎ（うす切り）80ｇ、しめじ20ｇ、クリームコーン80ｇ
【B】濃縮チキンスープ60cc、水400cc
【C】淡口しょうゆ 大さじ１、塩 少々、こしょう 少々
片栗粉（水で溶く）小さじ１、卵２個、にら（２㎝長さ）16ｇ

作り方

①【B】のスープに【A】の材料を加えて煮る。
②【C】で調味し、水溶き片栗粉でとろみをつける。
③卵を撹拌し、溶き卵にする。
④溶き卵・にらを加え、ひと煮立ちさせる。

※濃縮チキンスープは、市販のコンソメスープの素で代用できます。

心に響くこのひとこと

私たちは機械ではない。労働基準法を遵守せよ。

全泰壱（チョン・テイル）（1948-1970 韓国の労働組合活動家）

1970年11月13日、１人の青年労働者が労働基準法の冊子を胸に「私たちは機械ではない」「労働基準法を遵守せよ」と抗議し、韓国・ソウルの中心部、清渓川で自らの身体に火を放った。当時、ミシン縫製工の平均年齢は15歳。日の当たらない屋根裏部屋などで、わずかコーヒー２杯分の賃金で１日14～16時間も働かされていた。劣悪な労働条件を改善するために命をかけた彼の叫びは労働者や学生の間に広がり、詩人の金芝河は「プロメテウスの火」と呼んだという。

今月の記念日

12月22日 労働組合法制定記念日

1945年（昭和20年）のこの日、「労働組合法」が公布されました。労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権（争議権）などの保障について定めた法律で、「労働基準法」「労働関係調整法」とともに「労働三法」と呼ばれています。労働組合の結成や正当な活動を妨害することは不当労働行為等の条文によって固く禁止されています。